

「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン（仮称）素案」に関する意見募集の結果について

県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年にあきたわか杉夢っ子プラン、平成 22 年にすこやかあきた夢っ子プランを策定してきました。前記計画が 27 年 3 月で終了することに伴い、現在、新たな計画の策定を進めています。

計画の策定にあたり、「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン（仮称）素案」を公表し、県民の方々からご意見を募集した結果は次のとおりでした。御意見をお寄せ頂き、ありがとうございました。

お寄せ頂いた御意見は計画策定の参考とするほか、今後の施策実施の参考といたします。

1 意見募集の期間

平成 26 年 12 月 12 日（金）から平成 27 年 1 月 13 日（火）まで

2 意見の状況

意見書の数（実数） 1 通（電子メール）

具体の意見の数 4 件

3 お寄せ頂いた御意見と県の考え方・対応

区分	主な意見	県の考え方・対応
受動喫煙の危害防止に関する意見（4 件）	<ul style="list-style-type: none">・親子の健康と病気予防のために受動喫煙の危害防止対策が重要である。・受動喫煙の知識の普及・周知のため幼稚園や小中学校とその保護者への啓発等の取組が望まれる。・幼稚園や学校等の施設敷地内のほか、敷地外の催し等でも全面禁煙の徹底・遵守をお願いする。・通学路や食堂などで子どもの受動喫煙を防ぐため、飲食店等への健康リスクの明示義務づけを内容とする受動喫煙防止条例の制定に向けた取組が必要である。	<p>本計画素案における受動喫煙防止に関する対策は、施策 7-1 「子どもや母親の健康の確保」の中の保健指導において行うこととしています。</p> <p>そのほか、本県における受動喫煙に関する対策については、秋田県健康づくり推進条例において受動喫煙の防止に関する施策を重点的施策として規定しているほか、秋田県がん対策推進条例ではがんの予防に資する施策として多くの方々が利用する施設における受動喫煙を防止するための取組の促進を掲げています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえて、第 2 期健康秋田 21 計画や第 2 期秋田県がん対策推進計画等において、受動喫煙に関する施策の方向を定めるとともに、様々な取組を推進しています。</p> <p>また、秋田県総合政策審議会健康・医療・福祉部会においても、非喫煙者に対する健康被害を考慮し受動喫煙防止対策に一層の取組を図るよう提言を受けていることから、重点的に強化を図っていくこととしています。</p>